

特集《意匠》

コンパクト事件

知財高裁 平成 17 年 4 月 13 日
平成 17 年(行ケ)第 10227 号

平成 22 年度意匠委員会第 5 部会 茅野 直勝



要 約

本判決は、部分意匠の類否判断において、破線部分の解釈が争われた判決である。

原告は、対比される部分意匠同士において、実線部分（部分意匠として意匠登録を受けようとする部分）に表される外形的差異につき、破線部分（部分意匠として意匠登録を受けようとする部分以外の部分）の形態に起因する差異であるから、類否の判断に際してはこれを低く評価するか、あるいは捨象して判断すべきであると主張した。これに対し裁判所は、実線部分の形態は、すなわち部分意匠の形態であり、その形態が何に起因しているのかに関わらず、部分自体の形態であることに違いはなく、これを評価の対象から捨象したり、特別に低く評価することはできないと判断し、対比される両意匠は互いに類似しないと判断した事案である。

1. 事件の概要

1-1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成 13 年 3 月 22 日、意匠に係る物品を「コンパクト」とし、別途自らした意願 2001-7969 号（以下、「本件本意匠」とする。図 1、図 2）を本意匠として、関連意匠の意匠出願（以下、「本願意匠」とする。図 3、図 4 但し、本願意匠拒絶のため、当該図は当方が想像で作図したものである。）を行ったが、平成 15 年 2 月 24 日付で拒絶査定を受けたので、同年 4 月 4 日、この査定に対する不服の審判を請求した（不服 2003-5705 号事件）。

特許庁審理の結果、平成 16 年 9 月 7 日、「本件審判の請求は成り立たない。」旨の審決がされ、同年同月 17 日、その謄本を原告に送達された。

図 1 本件本意匠 正面図

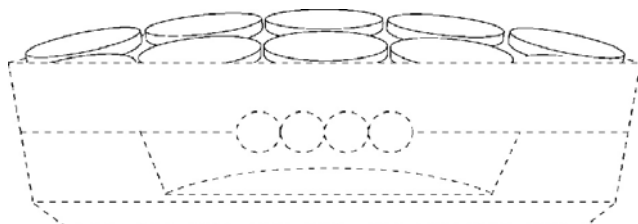


図 2 本件本意匠 平面図

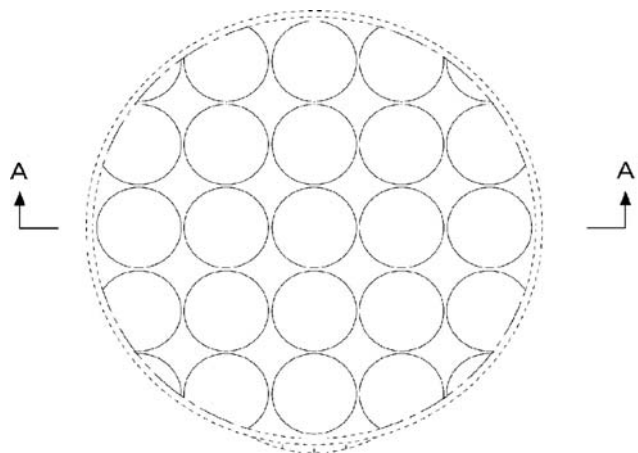


図 3 本願意匠 正面図（想像図）

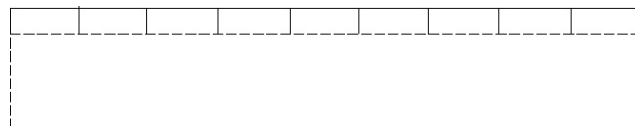
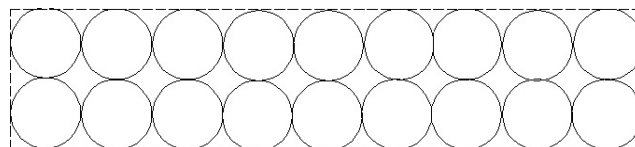


図 4 本願意匠 平面図（想像図）



1-2 審決の理由の要旨

審決は、本願意匠（部分意匠）は、本件本意匠（部分意匠）に類似するものでなく、意匠法10条1項に該当しないから、意匠登録を受けることができないとした。

1-3 審決が認定した本願意匠と引用意匠の共通点及び差異点

審決が認定した本願意匠と本件本意匠との共通点は以下の通りである。なお、下線は当方で付した。（以下の文においても全て同じ）。

凸部集合部分全体は、透明体とした上蓋において、上蓋上面部の地に対し突出成形した凸部複数が上蓋上面部の表側と裏側それぞれの全面に行き渡るように表した凸部集合態様としたものであり、表側の凸部集合部分は、凸部を低い円盤状のものとして、主に同大の凸部複数を等間隔で近接して縦横に整列配置したものであり、裏側の凸部集合部分は、凸部を低い円盤状のものとして、主に同大の凸部複数を、表側の凸部集合部分に対しずらして、等間隔で近接して縦横に整列配置したものである点

審決が認定した本願意匠と本件本意匠との差異点は以下の（1）から（5）である。

（1）凸部集合部分全体について、本願意匠は、外回り辺が平面視横細長長方形状で、地が水平面状の上蓋上面部形状に合わせて表した凸部集合態様としているのに対して、本件本意匠は、外回り辺が平面視円形状で地が緩やかに膨出する曲面上の上蓋上面部形状に合わせて表した凸部集合態様としている点

（2）表側の凸部集合部分について、本願意匠は、凸部を頂面が水平面状のものとし、同形の凸部複数を横列では2列、縦列では9列表しているのに対して、本件本意匠は、凸部を頂面が地に沿ってやや膨出する曲面上のものとし、凸部複数を、そのうち上蓋上面部表側の円形状の外回り辺沿いの凸縁に接する凸部は凸縁に沿って円盤状のものの一部を切り欠いたものとして、横列では5列、縦列では5列表している点

（3）裏側の凸部集合部分について、本願意匠は、凸部を、表側の凸部と同形の、頂面が水平面状のものとし、同形の凸部複数を、そのうち上蓋上面部裏側の横細長長方形状の外回り辺の左右辺と後辺左右端に接する凸部は各辺に沿って円盤状のものの一部を切り欠い

たものとして、横列では2列、縦列では10列表しているのに対して、本件本意匠は、凸部を頂面が地に沿ってやや窪む曲面状のものとし、凸部複数を、そのうち上蓋上面部裏側の円形状の外回り辺に接する凸部は外回り辺に沿って円盤状のものの一部を切り欠いたものとし、また、前側中央と後側中央の凸部についてはそれぞれ4個の凸部が中心で互いに癒着して一体になった変形凸部として、横列では6列、縦列では6列表している点

（4）表側の凸部集合部分に対する裏側の凸部集合部分の配置について、本願意匠は、横方向にのみ凸部の略半径分ほどずらしているのに対して、本件本意匠は、横方向にも縦方向にも凸部の略半径分ほどずれるように斜め方向にずらしている点

（5）表側から透けて見える裏側の凸部集合部分と表側の凸部集合部分とで、真平面視において、本願意匠は、複数の円形状が横方向にのみ略半径分程ずれて重なりながら左右（長手方向）に連なる態様を呈するものであるのに対して、本件本意匠は、複数の円形状が横方向にも縦方向にも略半径分程ずれるように斜め方向にずれて重なりながら四方に連なる略七宝繋ぎ様の態様を呈するものである点

1-4 原告の主張

原告は、審決には、「共通点の看過」、「部分意匠における類否判断の誤り」、「関連意匠における類否判断の誤り」について主張した。紙面の都合から、ここでは「部分意匠における類否判断の誤り」に焦点をあてて紹介する。原告の主張の要点は以下の点であった。

（1）部分意匠の制度は、全体観察による類否判断の弊害を克服することを目的としているのであるから、部分意匠同士の類否判断においては、「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」（以下、「実線部分」ともいう。）の形態の異同中心的に観察し、その共通点及び差異点を総合評価して、類否判断をするべきであり、実線部分以外の部分（以下「破線部分」ともいう。）の形態の異同を殊更に重視すべきではない。対比する2つの実線部分に存在する差異点には、①破線部分の形態の差異に起因して生じている差異点（以下「破線部分起因差異点」という。）と、②破線部分の形態とは無関係な差異点（以下、「実線部分固有差異点」という。）とが存在するが、部分意匠同士の類否判断において、この「破線部分起因差異点」と「実線部分起因差

異点」を等価値に扱うことは許されない。実線部分に存在する差異点は、「実線部分固有差異点」を中心に、「破線部分起因差異点」の評価ウエイトを低くし、あるいは捨象して、その総合評価を行う必要がある。

(2) 本願意匠と本件本意匠について、差異点(1)ないし(3)は、「破線部分起因差異点」を多く含んでいる。差異点(1)ないし(3)は、コンパクト全体の外形の差異(本願意匠は横長長方形のコンパクトであり、本件本意匠は緩やかに膨出する円形状のコンパクトである。)に基づく、「破線部分起因差異点」であるから、本件の類否判断において重要視されるべきでなく、これら「破線部分起因差異点」の存在を理由に、本願意匠と本件本意匠とが異なるとした審決の判断は部分意匠制度の趣旨に悖る。

(3) 本件において、両意匠の類否を左右する「実線部分固有差異点」は、差異点(3)で指摘されている「前側中央と後側中央の円盤状凸部をそれぞれ4つ癒着して一体の変形凸部にしている」か否かの点と、差異点(4)で指摘されている上蓋表裏の凸部集合を「横方向にずらした」か「横方向にも縦方向にもずらした」かの点の2点のみである。上記2つの差異は、その具体的な態様における微差にすぎないものである。したがって、本願意匠と本件本意匠は、その独創的特徴を共通にするものであり、相互に類似するというべきであり、これと異なる審決の判断は誤りである。

1-5 裁判所の認定

裁判所は以下の通り認定して、本願意匠は、本件本意匠に類似するものではないとした審決の判断に誤りはないと結論づけた。裁判所の判断の要点は以下の通りである。なお、紙面の都合から、ここでは「部分意匠における類否判断の誤り」に絞って裁判所の判断を紹介する。

(1) 部分意匠の制度が、全体観察による類否判断の弊害を克服することを目的の一つとしていること、部分意匠における類否判断においては、「部分意匠として意匠登録を受けようとする部分」(実線部分)の形態の異同を中心に観察し、その共通点及び差異点を総合評価して、類否を判断すべきであることは、原告主張の通りである。しかし、意匠は、物品の形状、模様、若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものであるから(意匠法2条1項)、物品を離れた単なる模様、色彩などだけでは意匠

とはいえない。このことは、部分意匠についても同じであることはいうまでもない。原告は対比すべき両意匠の間において、実線部分の差異点のうち、破線部分の形態に起因する差異点(原告のいう「破線部分起因差異点」)についてはこれを低く評価するか、あるいは捨象して類否を判断すべきであると主張しているが、実線部分の形態はすなわち部分意匠の形態であり、その形態が何に起因しているか否かと問わず、部分意匠自体の形態であることに違いはなく、物品の部分の特徴を示すものであることに変わりはないのであるから、これを評価の対象から捨象したり、特別に低く評価することはできないものといわざるを得ない。

(2) 差異点(1)ないし(3)は本件の類否判断において重要視されるべきでないとする原告の主張は、つまるところ、物品の形状と離れた平面における模様などだけに基づいて、意匠の類否判断をするべきであるというに帰するものであり、採用の限りではない。

(3) 本願意匠と本件本意匠とは、特に両意匠の円盤状凸部が水平面状のものか曲面状のものかの点で相違するなど、その凸部集合態様に顕著な差異が見られるほか、看者の注意を惹きつける重要な部分において、両意匠の視覚的差異は大きいものがあり、それぞれ相異なる美感的ないし美的印象を醸し出しているというべきであって、本願意匠が本件本意匠に類似するということはできない。なお、原告は、上記の変形凸部の有無や略七宝繋ぎ様か否かの差異は具体的な態様における微差に過ぎない旨主張するが、それらは視覚的に大きな差異をもたらすものであり、決して微少な差異といえるものではない。

2. 本判決の検討

2-1 部分意匠における「破線」と「実線」の関係

本事案は、意匠法10条における本意匠—関連意匠の出願において、部分意匠同士における類否が争われた事案である。

裁判実務における部分意匠の類否判断において、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分(本事案でいう「実線部分」と、それ以外の部分(本事案でいう「破線部分」と)との関係をどのように解釈すべきかについては、大きく2つの考え方に分けることができる。一つは「要部説」と呼ばれる考え方であり、もう一つは「独立説」と呼ばれる考え方である。

「要部説」とは、「部分意匠の部分形態だけで判断す

るのではなく、物品全体の位置、大きさを勘案しながら判断すべきであるとする説」であり、他方、「独立説」とは、「位置、大きさに関係なく、その部分形態がどこにあり、どんな大きさであろうと、権利主張されている「部分」が使用されていれば類似するという説」である（山田知司「意匠の類否」牧野利秋＝飯村敏明編『裁判実務体系（4）知的財産関係訴訟法』384頁）。

本事案において原告は、対比される両意匠における差異点につき、これを「破線部分起因差異点」と「実線部分起因差異点」とに分け、差異点（1）から（3）（ただし、変形凸部を除く）については、破線部分に起因する差異点であるから、評価のウエイトを低くするか、あるいは捨象して類否を判断すべきであると主張した。すなわち、破線部分および破線部分に基づく実線部分の形態がどうであろうと、共通点で述べた独創的特徴が一致する限り、両者は類似の意匠であると主張したのである。考え方の傾向としては、前記「独立説」に近い考え方と思われる。権利主張部分である実線部分についても、破線部分に起因する差異点と実線部分に固有の差異点に分けることができるとした手法は実務上極めて興味深いものであった。

このような原告主張に対して、裁判所は「実線部分の形態はすなわち部分意匠の形態であり、その形態が何に起因しているか否かを問わず、部分意匠自体の形態であることに違いはないのであるから、これを評価の対象から捨象したり、特別に低く評価することはできない」として、原告の主張を退けた。考え方の傾向としては、前記「要部説」に拠った考え方であり、被告特許庁の主張に沿うものであった。すなわち「①意匠に係る物品の異同を認定し、実線部分と破線部分の記載の関係（位置、大きさ、範囲等）について考察し、実線部分を特定し、②実線部分全体を中心とする対比による異同を検討し、③実線部分全体の共通点・差異点を評価し、実線部分全体と破線部分全体との関係を総合し、部分意匠全体を観察して類否を判断する」とする考え方である。

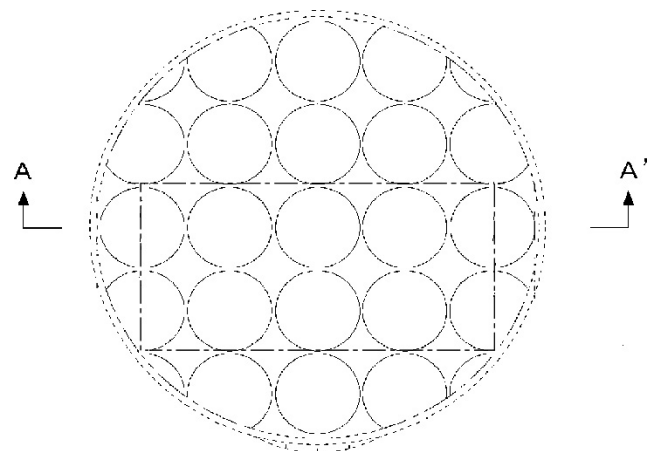
本事案では、破線部分及び実線部分ともに相当程度に異なっているため、仮に原告のいう「破線部分起因差異点」を考慮したとしても、やはり差異点（1）ないし（3）を軽視することはできず、判決の結論は妥当であったと思われる。

特に差異点（4）の表側の凸部集合部分に対する裏

側の凸部集合部分の配置について、本願意匠は、横方向にのみ凸部の略半径分ほどずらしているのに対して、本件本意匠は、横方向にも縦方向にも凸部の略半径分ほどずれるように斜め方向にずらしている点、及び差異点（5）の表側から透けて見える裏側の凸部集合部分と表側の凸部集合部分とで、真平面視において、本願意匠は、複数の円形状が横方向にのみ略半径分程ずれて重なりながら左右（長手方向）に連なる態様を呈するものであるのに対して、本件本意匠は、複数の円形状が横方向にも縦方向にも略半径分程ずれるように斜め方向にずれて重なりながら四方に連なる略七宝繋ぎ様の態様を呈するものである点は、微少な差異とは言い難いものがあったのではないかと思われる。

ところで、仮に原告主張のように差異点（4）、（5）が微少な差異であったと仮定し、かつ本件本意匠において、部分意匠として意匠登録を受けようとする部分が下記一点鎖線部分であったと仮定した場合どのような判断されたであろうか（図5参照）。

図5 本件本意匠 仮想事例



この場合は、「①意匠に係る物品の異同を認定し、実線部分と破線部分の記載の関係（位置、大きさ、範囲等）について考察し、実線部分を特定し、②実線部分全体を中心とする対比による異同を検討し、③実線部分全体の共通点・差異点を評価し、実線部分全体と破線部分全体との関係を総合し、部分意匠全体を観察して類否を判断する」とする前記「要部説」の考えからすれば、両意匠は類似と判断される可能性も出てくるのではないだろうか。

本事案に話を戻そう。本事案の場合は、「意匠に係る物品」はともに「コンパクト」であり、意匠登録を受けようとする部分も当該コンパクトの上蓋上面部に

表された意匠であったため、「物品」について争う余地はなかったものと思われるが、部分意匠における破線と実線の関係においては、意匠法2条1項に定める「意匠の物品性」を如何に解釈するかがとも密接に関係すると思われるので、以下この点についても検討してみたい。

2-2 破線部分と意匠の物品性について

我国の意匠法は、意匠とは「物品」の形態であると定めている（意匠法2条1項）。したがって、物品を離れた意匠は存在しないことになる。この意匠の「物品性」は、部分意匠であっても同様に要求されると原則的には考えられている⁽¹⁾。

本事案においては、原告が破線部分に起因する差異点（1）ないし（3）は、本件の類否判断において重要視されるべきではないと主張したのに対し、裁判所は、実線部分の形態は部分意匠そのものの形態であることを理由に、原告主張を妥当でないと判断し、これら原告の主張は、「つまるところ、物品の形状と離れた平面における模様などだけに基づいて、意匠の類否判断をすべきであるというに帰するものであり、採用の限りではない」と判示している。意匠法2条1項が「物品性」を要求する以上、前記したように、当該判決の結論は妥当であると解される。

ところで、判決にいう「物品の形状と離れた平面における模様」とは何を意味するのであろうか。筆者が思うに、ここで裁判所が想定しているのは、テキスタイルデザインの如き平面的な模様を字義通り意味するにとどまらず、実体を持たない（物品を離れた）観念的な意匠についてまで意味していたのではないかと思う。

前述したように意匠は「物品の形態」であるから、物品が存在しなければ意匠もまた存在しないというのが意匠法2条1項の一般的な解釈である。このような解釈は「一体説」と呼ばれている。

しかしながら、「意匠の観念自体は本来物品を離れて無関係に存在する」として、物品と形態は可分であると解釈する立場も存在する。このような解釈は「可分説」と呼ばれている⁽²⁾。「可分説」の立場では、まず観念的なデザインが創作者の頭の中に存在し、それが様々な現実の物品に適用・応用されていくと考える。これは創作者を重視する考え方といって良いであろう。この「可分説」を推し進めていくと、物品が異

なっても、すなわち、我国意匠法がその法目的から保護対象として想定する工業デザイン（インダストリアルデザイン）としての物品が必然的に備える機能や用途が異なっても、観念的なデザインとしての意匠が同一又は類似である限り、これらは同一又は類似の意匠ということになるであろう⁽³⁾。

インダストリアルデザインを前提とする我国意匠法からは、「可分説」は、いささか無理があるように聞こえるかもしれない。工業製品においては「形態は機能に従う」のが原則だからである。

しかし、全体意匠に比べ、部分意匠の場合は、物品の機能等に基づくデザインの制約が相対的に少ないと考えられる。したがって、個別具体的な事案によっては「可分説」寄りの類否判断が行われて然るべき場面も出てくるであろう。

例えば、シャツの全面に表された独創的な模様を実線として部分意匠の意匠登録を受ける場合を考えてみると、「意匠に係る物品」は同じ「シャツ」であるとしても、長袖か半袖かといった物品の機能が異なる場合、当該模様を表す物品全体の形態（外形）も異なることになる。しかしながら、このような外形の相違は極ありふれたものである。このような場合にまで、破線で表された両シャツの外形的相違がもたらす美感を重視し、両意匠を非類似と判断することは妥当ではないであろう。

「要部説」が、「部分意匠の部分形態だけで類否を判断するのではなく、物品全体の位置、大きさを勘案しながら判断」ということは、言い換えると、「実線部分に表された部分形態だけで類否を判断するのではなく、破線部分に表された物品全体の位置、大きさを勘案しながら類否を判断」ということである。一方、「独立説」が、「物品全体の位置、大きさに関係なく、その部分形態がどこにありと、どんな大きさであろうと、権利主張されている「部分」が使用されていれば類似すると判断」とすることは、「破線部分に表された物品全体の位置、大きさに関係なく、実線部分に表された部分形態がどこにありと、どんな大きさであろうと、権利主張されている「部分」が使用されていれば類似すると判断」と言い換えることができる。したがって、「要部説」は、「一体説」と相性が良く、「独立説」は「可分説」と相性が良いといえそうである。

物品と形態の一体性をあまり厳格に考えると、類否

の判断を誤る場合もあろう。この傾向は、実線部分に表された形態が特徴的で独創性が高ければ高いほど、同時に、破線部分に表された物品全体の形態の差異が一般的でありふれているほど顕著になるのではないかと思われる。

前記した「シャツ」の例のように、物品と形態の一体性をあまり厳格に考えると、類否の判断を誤る場合もあろう。この傾向は、実線部分に表された形態が特徴的で独創性が高ければ高いほど、同時に、破線部分に表された物品全体の形態の差異が一般的でありふれているほど顕著になるのではないかと思われる。

2-3 結び

「要部説」或いは「独立説」の何れの立場に拠って、部分意匠の類否を判断すべきかは、事案に応じて異なるらざるを得ない。これら判断のメルクマールをどこに求めるかは、今後の検討課題であり、その意味でも本事案は、「プーリー事件」(知財高裁平18年(行ケ)10317)と並び、部分意匠の類否判断における破線部分の解釈が争われた貴重な判決である。更なる判例・審決の蓄積が待たれる。

注

(1)意匠法2条1項が、「物品」を「物品の部分」と読み替えていることは、全体意匠に求められる物品性が部分意匠にも求められると解する根拠になる。但し、「物品性」の要件のうち、「独立して取引の対象となること」については、全体意匠と異なり部分意匠には要求されないと考えるのが部分意匠制度の趣旨からいっても妥当である。なお、部分意匠について争われたものではないが、部分意匠制度導入後の判決である「減速機付モーター事件」(東京高判平15年(ネ)1119)では、原判決が「減速機部分は、減速機付きモーターの一構成部分にすぎないというべきであるから、被控訴人製品の減速機部分のみを切り離して本件登録意匠との類否判断の対象とすることはできない」としたのに対し、控訴人(原判決における被控訴人)は、「部分意匠制度が導入されたことを考慮すると、『独立して取引される物品の意匠を保護対象とする』ことの法律的根拠は明らかではないし、また、仮にそのような解釈に立っても、これは『物品が独

立して取引されている場合に限り保護を与える』ことと同一ではない。』、「意匠法が創作保護法であることを前提とすると、当該物品を内製さえすれば意匠の創作を冒用しても許されるというような原判決の解釈は不当である。」として争った。高裁は、「意匠の保護は、最終的には産業の発達に寄与することを目的とするものであるから(意匠法1条)、意匠保護の根拠は、当該意匠に係る物品が流過程に置かれ取引の対象とされる場合において、取引者、需要者が当該意匠に係る物品を混同し、誤って物品を購入することを防止すると同時に、上記取引者等の混同を招く行為を規制することにより意匠権者の物品流通市場において保護されるべき地位を確保することにあると解すべきである。」とし、「減速機部分は、ねじによりモーター部分と固定されているものであるから、結局、被控訴人製品において減速機部分は減速機付きモーターという物品の一構成部分にすぎないというべきである。したがって、被控訴人製品の減速機部分のみを切り離して本件登録意匠との類否判断の対象とすることはできない筋合いである。」と判示した例がある。本件が減速機付きモーターの「減速機部分」について登録された部分意匠権であったとしたならば、「独立取引性」に関する結論は異なったと思われる。

(2)「パテント」vol.27 No.2, 18頁他

(3)可分説についてわかり易く述べられたものとして、五味飛鳥弁理士は、「意匠法コンメンタール」(33頁～34頁、レクシスネクシス・ジャパン株式会社発行)において、「現行法の文理解釈のみからすれば、可分説が成立する余地はある。この説においては、物品が異なっても意匠が異なるということにはならない。可分説の根底には、デザイナーにとっての物品は、あたかも画家にとってのキャンパスのようなものであり、美術の本質的価値はそこに描かれた絵にこそあってキャンパスにはなく、応用美術(デザイン)においてもこの点は同様との考え方がありと推測される。したがって、この理論を純化すれば、意匠の本質的価値をなす卵型(絵)が同じである以上、それが例えば菓子(キャンパス)に應用されようと、例えばスピーカー(壁)の形態として應用されようと、意匠は同一と評価されるべきことになる。」と説明されている。

(原稿受領 2010. 12. 21)